

令和7年4月から

詳細は裏面を
ご覧ください

届出避難所 始まります！

届出避難所とは？

地域のみなさんが自主的に開設し、自主的に運営する避難所です。

地域の集会所などを事前に市に申請しておき、いざという時に使用する「共助」の避難所です。

近くて安心

例えば、地域の集会所を届出避難所とすることで、これまで学校などの指定避難所が遠かった人も、避難先がより自宅に近くなり、より避難しやすくなります。

いつでも安心

市が「高齢者等避難」などの避難情報を出していなくても、地域の不安を解消するため、任意のタイミングで避難所を開設いただけます。

顔見知りで安心

避難先となる施設は、原則としてコミュニティ単位で申請していただきます。

避難所に集まるのは顔見知りの人たちなので、コミュニケーションなどの面でも安心です。

※ 指定避難所はこれまでどおり開設します。
届出避難所を始めることにより、「公助」の指定避難所を削減するものではありません。

申込み・問合せ 玉野市危機管理課（TEL：0863-32-5560）

■届出避難所とは？

市民が自主的に開設し、運営する避難所として、市の認定を受けた施設のことです。

地域の人たちが自主的に集まる、在宅避難の延長という位置づけです。

■誰が申請するの？

自主防災組織や地域コミュニティのほか、より小規模なご近所のグループなどでもOKです。

■どんな施設を申請できるの？

次のいずれかの条件を満たしている施設です。

- (1) 浸水想定区域（計画規模）外にあること。
- (2) 土砂災害警戒区域外にあること。
- (3) 津波浸水想定区域外にあること。
- (4) 大規模な地震に対して、倒壊や崩壊の危険性が低い建物であること。

■例えばどんな施設？

地域の集会所などを想定しています。所有者（管理者）の同意があれば、民間の施設でも申請できます。

■水や食料はどうすればいい？

避難時に持参していただくことが原則ですが、指定避難所と同様に一定量の水、アルファ米、毛布は市の負担で備蓄します。

避難が長期化した場合は、最寄りの指定避難所で支援物資を配布します。

■かかった経費はどうなる？

在宅避難と同様に、基本的には利用者でご負担いただきます。

市が配備している水や食料を消費した場合は、市の負担で補充します。

避難が長期化した場合の支援物資も市の負担です。

■何か義務が発生したりする？

届出避難所の利用が想定される地域住民に対して避難訓練等を実施し、利用について理解を深めなければなりません。

また、避難所を開設した時や、避難者があった時、閉鎖した時は、危機管理課（又は災害対策本部）まで連絡をいただきます。